

令和 8 年度定時評議員会のみなし議決について (案)

令和 8 年度定時評議員会開催については、令和 7 年度第 2 回通常理事会において承認を得ているところであるが、同評議員会に過半数の評議員が出席せず、決議が成立しなかった場合など、評議員会が開催できなかった場合は、定款第 22 条の規定に基づき、書面による表決をもって評議員会の決議（みなし決議）があったものとみなすこととし、下記のとおり「5 みなし決議への移行」の項目を追加して、令和 8 年度定時評議員会の招集をいたしたい。

記

令和 8 年度定時評議員会開催について (案)

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 30 日 (火)
 午前 11 時 30 分～午後 12 時 30 分
- 2 開催場所 如水会館
- 3 報告事項 令和 7 年度事業報告について
- 4 審議事項 (1) 令和 7 年度決算について
 (2) 役員の選任について
 (3) 評議員の選任について

5 みなし決議への移行

上記、1 及び 2 により開催した令和 8 年度定時評議員会に過半数の評議員が出席せず決議が成立しなかった場合、または、同評議員会に過半数の評議員の出席が見込めない場合は、定款第 22 条の規定に基づき書面表決をもって定時評議員会の決議（みなし決議）とみなす。